

意見検討結果一覧表

（案名：「（仮称）犯罪被害者等支援条例」骨子案についての意見募集）

| 番 号 | 意 見 | 検討結果（県の考え方） | 決定への 反映状況 |
|-----|---|--|--------------|
| 1 | 全市町村が犯罪被害者等支援条例を制定するよう、県による積極的情報提供・助言等の支援をお願いする。 | 犯罪被害者等が、居住する市町村に関わらず等しく支援を受ける上で、市町村の役割は重要であることから、県として、市町村と相互に連携・協力していくとともに、条例制定を含め必要な情報提供・助言等を積極的に行っていきます。 | C（趣旨同一） |
| 2 | 支援に要する基金の設立を求める。 | 犯罪被害者等支援に関する施策を継続的に推進するために必要な財政上の措置については、犯罪被害者等支援に係る計画の策定過程で検討していくこととします。 | D（参考） |
| 3 | 県が自ら主体的に率先して施策を実施すること。 | 犯罪被害者等支援には、県をはじめ、市町村、民間支援団体及び関係機関など多様な主体が関わっており、相互に連携しながら、県が実施すべき施策は主体的に実施することとします。 | D（参考） |
| 4 | 県は、市町村が実施する犯罪被害者等支援に関する施策について支援する場合、そのうち財政支援については、市町村事業に対する包括的な制度とすること。 | 具体的な施策及び必要な財政措置については、犯罪被害者等支援に係る計画の策定過程で検討することとします。 | D（参考） |
| 5 | 二次被害については、支援者側の言動が引き起こす二次被害も問題化されているものであることから、支援従事者が加害者になり得ることも条文案に反映させるべき。 | 犯罪被害者等への支援に従事する者が、配慮に欠けた言動を行うことで、犯罪被害者等への二次被害を生じさせることがあるため、これらの言動に対する十分な配慮を行うことを条文案の基本理念に盛り込むこととします。 | A（全部反映） |

| | | | |
|----|---|---|----------|
| 6 | 二次被害を条例のポイントとしていることは良いが、二次被害を受けた者への支援という記載では、二次被害の防止ではなく、発生してから動くという構造になるのではないかと感じる。 | 二次被害の防止について、実効性の担保や言論の自由等の観点から条例に規定することが難しいため、計画の策定過程で具体的な施策を検討していくほか、広く県民に二次被害への理解と配慮を求めています。 | D (参考) |
| 7 | 公助が基本という考え方は非常に良いと思う。 | 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の生活再建を支援するという中長期的な視点が必要であり、各種制度に精通し、関係機関との連携体制を構築している国、県、市町村が中心となり支えていく公助を基本とします。 | C (趣旨同一) |
| 8 | 県の条例はスタートであり、最終的には市町村に浸透していくことが大切。公助を基本という考え方が、県内に広がっていけばと思う。 | 犯罪被害者等支援は、県のみならず市町村も重要な主体となることから、相互に連携した体制の構築に努めています。 | C (趣旨同一) |
| 9 | 条例骨子案には、具体的な支援内容が盛り込まれていないが、新たな計画を策定し、具体的な支援を審議会で検討するという仕組みを作ることは支援の実行性を担保するものと評価できる。 | 条例制定に向けた基本的な考え方として、国の犯罪被害者等基本法において規定されている内容については、法の規定を根拠とすることとし、改めて条例に規定しないことで整理しています。 具体的な支援施策については、新たに策定する計画の中に盛り込むこととしています。 | C (趣旨同一) |
| 10 | 犯罪被害者等が被害を受けた後に必要となる初期的な費用を補助する見舞金等の制度について、今後審議会で検討して欲しい。 | 犯罪被害者等の経済的負担の軽減に資する施策について、現在国で進められている犯罪被害給付制度の抜本的強化の検討などを注視しながら、犯罪被害者等が必要とする支援制度となるよう、検討していきます。 | D (参考) |

備考1 「類似意見件数」欄については、類似の意見をまとめて公表するときに当該類似の意見の件数の記入に用いるものとし、それ以外の場合は削除するものとします。

2 「決定への反映状況」欄には、次に掲げる区分を記載するものとします。

| 区 分 | 内 容 |
|----------|---------------------------|
| A (全部反映) | 意見の内容の全部を反映し、計画等の案を修正したもの |
| B (一部反映) | 意見の内容の一部を反映し、計画等の案を修正したもの |

| | |
|---------|-------------------------------|
| C（趣旨同一） | 意見と計画等の案の趣旨が同一であると考えられるもの |
| D（参考） | 計画等の案を修正しないが、施策等の実施段階で参考とするもの |
| E（対応困難） | A・B・Dの対応のいずれも困難であると考えられるもの |
| F（その他） | その他のもの（計画等の案の内容に関する質問等） |

- 3 意見（類似の意見をまとめたものを含む。）数に応じて、適宜欄を追加して差し支えありません。
- 4 計画等の案の項目区分に応じて、適宜表を分割して差し支えありません。